

(執筆)北野浩一

「開発途上国のファミリービジネス」研究会(主査:星野妙子)  
第10回研究会 議事録

- ・ 日時 平成15年 2月 5日 14~17時
- ・ 場所 アジア経済研究所 C23会議室
- ・ 出席者(敬称略) (内部)星野妙子、坂口安紀、東茂樹、  
渡邊真理子、安部誠、近田亮平、荒神衣美、北野浩一、  
(外部)小池洋一、竹内恒理、中川和彦
- ・ 欠席者 末廣昭、佐藤百合、川上桃子
- ・ 配布資料
  - ・ 「ラテンアメリカ主要国の企業法制」(レジュメ)

・ 議題 「ラテンアメリカ主要国の企業法制」

講師: 中川和彦氏 (成城大学法学部名誉教授)

コーポレートガバナンスの視点とは、企業経営者の営業活動をコントロールする会社制度の構造の問題と、大規模ビジネスを営む企業の社会的・公的規制を指すと考えられる。法制度の理解には、各国(地域)の特質を理解する必要があるが、ラテンアメリカの企業は、同族的経営(閉鎖的企業) 国家の介入、外資系企業の進出、外国機関投資家の参入などの特徴が見られる。

ラテンアメリカの会社立法の大きな流れには、免許主義と準則主義がある。免許主義は、企業の設立、解散に政府の認可を要する制度で、アルゼンチン、チリ、コロンビアに見られる。一方、準則制度は要件を満たして登記所に行けば設立が認可される、というもので、メキシコ、ブラジルが採用している。また、1942年イタリア市民法典の影響で民法と商法を統合しようという民商二法統一の流れもあり、これには1987年パラグアイ、2003年ブラジルの市民法典がある。

会社法の内容は地域的に統一の流れにある。これは、共同市場や自由貿易協定により、各国での法の整合性をとる必要が出てきたためである。さらに、近年では米国からの資本の導入、直接投資の促進などの目的から米国会社法の影響が強くなってきている。

会社形態として選択されるのは、株式会社(閉鎖、公開、授権資本制)、有限責任会社、合名会社がある。株式会社の統治組織としては、総会が監査役会を選出しこれが取締役を選ぶドイツ法と、これに所有と経営の分離が進んだアメリカの制度を部分的に取り入れた2層構造のフランス法がある。アルゼンチンでは、株主総会が *sindicatura* を選び、彼らが取締役会を選び、フランス法の影響が見られる。アルゼンチンの影響をうけたブラジルでは、株主総会が経営評議会(*consejo de administracion*)を選び、これが取締役をえらぶ方式が多くなってきた。その結果、監査役の設置は任意になってきている。近年では、ア

アメリカ資本の導入や、投資の促進、さらにフルブライト制度によるアメリカ留学の強い影響などにより、アメリカ会社法の制度の導入が進んでいる。

ラテンアメリカの企業法制を取り巻く問題としては、一人会社の設立や、二重国籍、法人各否認の法理がある。メキシコで見られる可変資本公司(S.A.C.V.)はフランス法を受容で、アメリカ系企業が授權資本制の代用品として利用し一般化したものである。また、信託制度は、アメリカの制度をパナマが導入したことにはじまるが、この制度が良く発達しているメキシコはフランス人の学説を受容して広まった。特に外資の不動産取得等の際に用いる例が多くみられる。その他、労働者の企業利益参加制度、独禁法、ダンピング、外資規制、工業所有権、代理店保護法などで近年新しい法の制定が進められている。

## (議論)

### 株式会社の機関

ラテンアメリカの企業の取締役には正規取締役と補欠取締役がある。補欠取締役は取締役会において発言権を有するが、議決権は正規取締役がいない時に限って有する。この他、代替取締役もいるが、これは正規取締役と補欠取締役が出席できない状態の時に取締役会が任命することになっている。取締役は、自らが所有する株式を担保として会社に提示しなければならない。

取締役会の議長(Presidente)は日本語では社長としている。経営の責任者はGerente(支配人)と呼ぶが、商法上規定がないことが多い。同じ言葉であっても、各国で機能がことなるケースがある。官庁が模範定款案を出しているので、機関を知るにはこれが役に立つ。

### 授權資本制

定款の変更の必要なしに一定額までは資本額を変更できるため、資本積増しのコストが低い。国によっては授權資本でありながら分割支払いを認めている国があり、資本金額の確定を難しくしている。

### 富の集中を維する法制度

相続税が無い、課税対象資産の評価が低い、外国に資産を移転するなどによって、家産の保護が可能。企業家の資産は、相続によって分散される例は少ない。家産(Patrimonio familiar)は、民法上保護されているが、額の上限が低い。

ラテンアメリカではFideicomiso(信託制度)およびFundacion(財団)、Sociedad de inversion(投資会社)等がファミリーの持株の主体になっている例が多い。これは歴史的な法制度、税制による要因が大きい。

## ． 次回予定

日時 2003年2月22日(土)14～ 場所：アジア経済研究所  
議題： 研究会総括